

令和6年度 障害者委託訓練事業 e-ラーニングコース 委託先機関募集要項

千葉県では、障害者に対するe-ラーニング（インターネットを活用した教育訓練手法）による職業能力開発を実施するため、事業の委託先機関をプロポーザル方式により募集しています。

受託しようとする機関（事業者・団体等）は、以下の内容により提案してください。

1. 事業の目的

職業能力開発施設等への通所が困難な障害者等に対して、e-ラーニングによるIT技能付与の機会を提供し、就労の機会及び職域の拡大を図り、障害者等の職業的自立を促進する。

2. 委託先機関

受講者の雇用・就業機会の確保を図るため次の機関とする。

(1) 在宅就業支援団体（障害者の雇用の促進に関する法律第74条の3に定める法人）

(2) 上記(1)でない場合

- ①在宅就業支援団体と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ②その他の障害者の在宅就業を支援する機関と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ③障害者の在宅就業等に関する支援の実績がある機関

3. 委託業務内容

(1) 受講希望者の募集

(2) 開講式（含むオリエンテーション）及び閉講式の実施

(3) e-ラーニングによる在宅訓練

(4) Learning Management System (LMS)による訓練の受講管理

(5) 訓練期間中における受講者の訓練サポート

(6) スクーリングによる集合訓練又は個別指導・面談等の実施

(7) 訓練修了後の就労支援等の実施及び修了者の就職状況の報告

4. 訓練カリキュラムの要件

(1) 訓練カリキュラム

訓練修了後の仕上がり像を明確にするとともに、就職に際し、関連する知識及び技能を習得するカリキュラムを設定すること。

(2) 在宅訓練

在宅訓練は次に従い実施すること。

①e ラーニング教材

- ア. 在宅訓練に用いる教材は、原則として情報通信技術により構成され、かつ提供されるものであること。
- イ. 障害者の雇用・就業が可能な水準の e-ラーニングコンテンツで、企業が求めるスキルが習得可能な内容であるとともに、ビジネスマナー等の就労に必要な職業能力付与を併せて行うこと。
- ウ. 委託先機関が自ら作成したオリジナルコンテンツであることが望ましいが、外部企業等が提供する汎用コンテンツを使用することも可能とする。
- エ. 表現方法・学習形式・配信方法などを限定しないが、次の(i)及び(ii)で構成すること。

(i) 学習パート

講義動画、映像、シミュレーション、説明画面、音声、テキスト、視聴型、操作型。音声読み上げソフト、手話映像や字幕など、受講者の障害特性に対応していること。

(ii) 確認テスト

職業能力に関する科目について、適当な単位のまとまりごとにシステム上で習得度確認（以下「確認テスト」という。）を行うこと。確認テストの実施後は、受講者ごとに評価、採点又は判定等（以下「評価等」という。）を行い、評価等の結果提示及び当該結果に基づき、習得度の向上や応用力の習得のための指導を行い、指導内容の記録を当該受講者と共有すること。

また、確認テストは8割以上の得点で合格とし、一度不合格になった受講者も再度確認テストを受けることができるようすること。

②在宅訓練における措置

在宅訓練において、あらかじめ示された推奨訓練日程計画に基づき、習熟度の向上や応用力の修得等のための措置を講ずること。また、推奨訓練日程計画に基づき、訓練開始日から1ヶ月毎の期間において、受講する日の属する期間の翌期間分の訓練を受講することができないよう制限を設け、効果的な訓練受講及び運営を行うこと。

③訓練の受講管理（LMS）

在宅訓練に用いる教材は、訓練の受講管理のためのシステム（LMS）として次の各機能を備えること。なお、教材と LMS は、同一のシステム上で運用されることが望ましいが、委託先機関の適切な管理の下、複数のシステム・手段を併用することも可能とする。

ア. 訓練履歴の記録

受講者のログイン及びログアウト時刻の記録、訓練時間を暦日ごとに記録、管理できること。

イ. 訓練の進捗状況及び習得状況の記録

受講者のアクセスした教材及び訓練の進捗状況を暦日ごとに記録・管理できること。また、教材に付随する確認テストの実施状況と成績の記録及び管理ができること。

ウ. 訓練許可の管理

受講者に対し訓練受講を許可するコンテンツの管理（コンテンツの選択、選択されたコンテンツへのアクセス権付与、ロック及びアンロック等）ができること。

エ. 訓練履歴の通知

暦日毎のログイン及びログアウト時刻等について、受講者の求めに応じて、受講者に通知できること。

オ. コミュニケーション

受講者からの訓練内容等に関する質問や相談に対し、適切に対応できる機能を有していること。なお、上記機能を有していない LMS である場合、メールや掲示版、インターネット会議等を用いて委託先機関と受講者がコミュニケーションを行える体制を整備すること。

（3）スクーリングによる面接指導

- ①スクーリングは、受講者の在宅理由や居住地における制約等に配慮した上で、適切な場所及び訓練効果を高める時期に設定し、集合訓練又は個別指導・面談等を実施すること。
- ②原則として、月に1回以上のスクーリングを実施し、1日当たり6時間以下とすること。ただし、受講者の1月当たりの実施合計時間は5時間以上20時間以下とすること。訓練日程計画で設定した日に、出席できない場合は、別日を設けて実施すること。
- ③障害特性等からスクーリングが困難な場合は、協議の上、訪問指導により実施することも可能とする。また、障害特性等からスクーリングが困難で、かつ訪問するには相当の時間を要する等の困難性を伴う場合は、協議の上、映像付電話等の方法により代替することも可能とする。

5. 受講者の修了要件

下記の要件の全てを満たす者について、訓練の修了を認めること。なお、在宅訓練においては、遅刻・早退、それに伴う補習・補講という概念がないものとする。

- (1) 在宅訓練において、カリキュラムの全てを受講した者
- (2) 所定の添削指導を修了し、当該受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる者
- (3) スクーリングにおいて、8割以上の時間を受講した者

6. 運営上の留意事項

- (1) 当該訓練コースの開始時に開講式及びオリエンテーション、修了時には閉講式を実施すること。原則、受講者を集合させて実施する形式とするが、スクーリングとはみなさないことから、訓練設定時間には含まない。
- (2) 職業訓練の受講が困難な地域に居住する者であって、移動に相当の時間と費用を要すること等により、これらの行事のためだけに集合させることが著しく経済性を欠くと認められる者、及び障害特性等からスクーリングが困難な者については、協議の上、電話等の方法により代替することも可能とする。

7. 受講対象者

次の①から⑥のいずれにも該当する者

- ①公共職業安定所に求職登録をしている方
- ②原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方
- ③職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方
- ④障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方
- ⑤職業能力開発施設等への通所が困難な障害者等
- ⑥自宅に必要な情報通信環境を有し、パソコンの基本操作及びeメールでの通信方法を習得しており、eラーニングでの受講が可能な状態にある者

8. 受講（可能）期間及び標準訓練時間

(1) 受講（可能）期間

令和6年10月から3か月～4カ月間（予定）とする。

(2) 標準訓練時間

- ①在宅訓練においては、最小訓練単位ごとに標準訓練時間を設定し、1日当たりの標準訓練時間は5時間とすること。月当たり100時間を標準に、下限を80時間として、総訓練時間（スクーリングを含む。）の下限を240時間とする。
- ②標準訓練時間には、最小訓練単位ごとの学習パート、確認テストのほか、その

他説明、練習問題、習熟のための反復学習など、全ての訓練を含むものとする。

- ③標準訓練時間の積算においては、土曜日、日曜日、国民の祝日及び e-ラーニングコースに係る関係機器等システムのメンテナンスによりあらかじめ設定した受講困難な日を除くこと。

9. 受講可能人員

定員 3 名

10. 委託料

- (1) 原則、受講者 1 人当たり上限 66,000 円／月（税込）

合計見積額は、上記単価に受講月数を乗じ、それに受講人数を乗じたものとする。（委託料には、e-ラーニングコンテンツ費、管理事務費、訪問指導費等の全てを含む。）

- (2) スクーリング又は訪問指導等を他の機関と共同又は他の機関に再委託して実施する場合は、委託料のうちから当該面接指導に係る経費を、書面により約定した上で、委託先機関が再委託先機関に支払うことができるることとする。

11. 就職支援経費

受講者が、訓練修了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して 3 か月以内に、雇用保険の被保険者として内定若しくは雇用された場合、又は雇用保険適用事業主となった場合等に、就職支援の実施に係る経費として、就職者 1 人当たり 22,000 円（税込）を委託先機関に支給する。

※労働者派遣事業による派遣の場合は、対象期間内に派遣先に就業した場合

※障害福祉サービス（就労継続支援事業 A型等）による雇用は対象外

12. 応募方法

提案書様式（様式 1. 様式 2-1. 様式 3. 様式 4. 様式 5. 様式 6）の提出によりにより提案すること。

（※訪問指導等を在宅就業支援団体等に再委託する場合は様式 2-2 を含む。）

◎ 提案書様式は千葉県立障害者テクノスクールのホームページ
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/>よりダウンロードしてご利用下さい。

1 3．提出・問い合わせ先

千葉県立障害者テクノスクール

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470

TEL：043-291-7744／FAX：043-291-7745

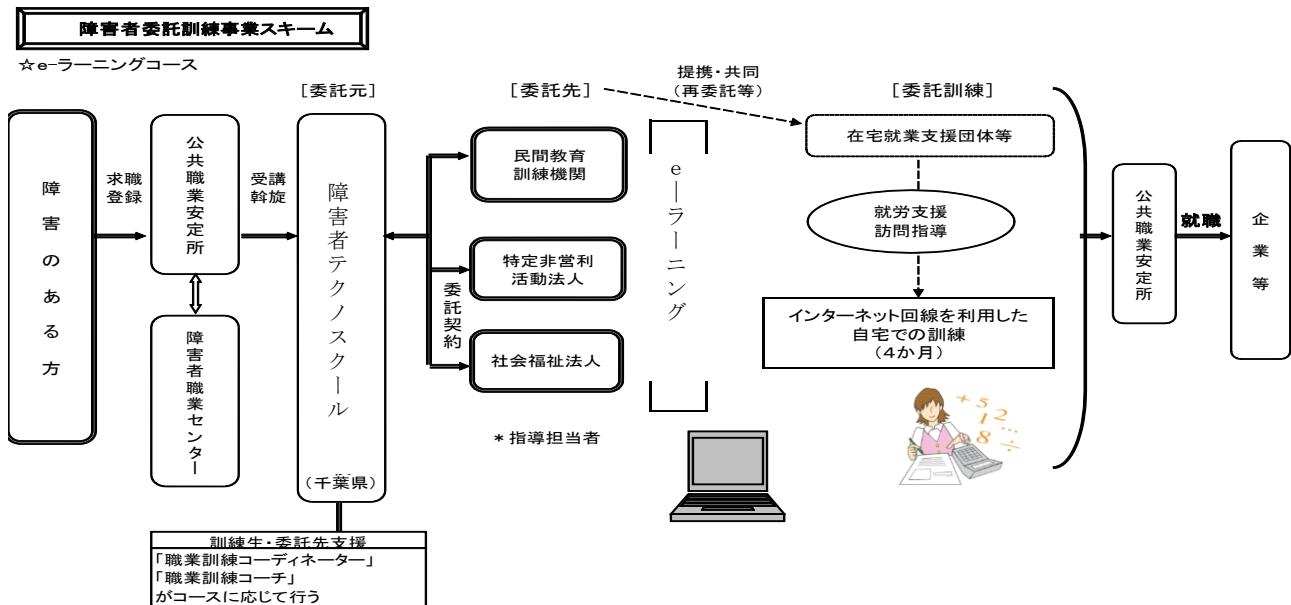
担当：相談支援課 大竹 和則 (csg-itaku@pref.chiba.lg.jp)

1 4．提出期限

令和6年5月31日（金）17：00までに提案書を提出すること。郵送の場合は
当日消印有効とする。提案する場合は、事前に問い合わせ先に連絡をすること。

1 5．委託先機関の選定

提案書に基づき、審査会、採点表による評価を実施し、基準を満たした1機関を委
託先機関として選定する。



参考 <障害者委託訓練 e - ラーニングにおける受講までの手続き>

- [提案書の提出 (受託者)]
 - ・受託希望機関は提案書を提出していただきます。
- [委託先機関の選定 (県)]
 - ・提出された提案書とプレゼンテーションを基に、県の選定審査会で検討し、適した委託先機関を選定します。
- [受講者募集 (県・受託者)]
 - ・公共職業安定所、その他関係機関に募集案内を送付し、受講者を募集します。
- [受講者選考 (県)]
 - ・適性等を考慮して受講者を選考します。
- [委託契約締結 (県・受託者)]
 - ・県と委託契約を締結していただきます。
(必要に応じて再委託先機関と契約を締結していただきます。)
- [受講者訓練開始 (受託者)]
 - ・就職を目指し、必要な知識・技能を育成する効果的な訓練を実施していただきます。また、訪問指導等により就職支援を実施していただきます。
- [受講者訓練修了 (受託者)]
 - ・実施結果報告書等の必要書類を提出してください。
実績により委託料を支払います。
 - ・訓練修了者の就労支援に努めていただきます。
- [就職 (受講者雇用・就業)]